

平成31年度広島大学法学部一般入試（後期日程）
「総合問題」解答例等

〔問題1〕

問1

「転換期の法」は、法に対する政治の優位を認める。政治が急激に変化し、新興の政治が行われるときは、新しい政治の動向が背後にあって法を動かしていることは明らかである。それに対し、「安定期の法」は政治に対する法の優位を認める。社会情勢が安定を保っているのは、その支柱たる法の力によるものであり、急激な変革を求める政治動向も、法によって有効に阻止される。しかしながら、法治国家の法は国民主権の政治理念に立脚し、議会制民主主義の政治目的を前提としているのであり、両者は、いずれも、民主主義の政治理念に立脚するという意味では、どちらも「法に対する政治の優位」の上に成り立っている。(284字)

問2

「法に対する政治の優位」を前提に、「法学に対する政治の優位」を正面から認め、特定の政治に奉仕し、また奉仕すべき「政治的法学」を主張する立場と、むしろ法および法学から政治性を排除した無色な規範体系を構築しようとする「純粋法学」の立場が対立する。前者は、ナチスの民族主義法学において顕著であり、露骨な「顕政学」であったが、後者のケルゼン純粋法学は政治的意図が隠されていることから「隠政学」である。(197字)

問3

本来政治的に彩られ易い法学に対して「政治の優位」を運命として甘受することは法学の自主性を奪う自殺行為であり、その結果、法学は政治学に還元されてしまう。しかし、政治的法学は「法なき法学」に帰着するのであり、法および法学の自主性を保つ必要がある。そのために、何らの政治性を帯びない法の純粹の理論科学を建設することは可能であり必要である。その中に価値も反価値も含んでいる社会現象を「価値から解放された」態度を以って客観的に考察する、新カント哲学の西南ドイツ学派の方法論が期待される。(238字)

問4

法が社会現象から遊離しては存在しえず、また法解釈学が実践の学としての性質を本来的に有しているとしても、その政治性を正面から認め、特定の政治に奉仕するために法および法学がその忠実な下僕となることを是とする「政治的法学」には、ナチスの歴史を振り返るまでもなく、政治の暴走に歯止めをかける法の役割を期待できず、常に現状肯定的で、保守的かつ政治的な立場を維持することにつながる。公平、公正、正義、人権といった法の精神は、やはり普遍的な理念として、政治的立場を超えて堅持されるべきであり、それが、やはり、議会制民主主義という一つの政治的立場に基礎を置いた法の形成を前提としているとはいえ、時の政治権力からは距離を置いた「非政治的法学」は可能ではないかと考える。社会現象が価値に満ちていても、それに関係づけつつ、価値開放的な法学の考察方法を行うことが期待されるのである。(379字)

平成31年度広島大学法学部一般入試（後期日程）
「総合問題」解答例等

〔問題2〕

問1

それらは、1. 主権者（国王）により開始されること、2. 正当な理由、例えば攻撃を受けたまたは攻撃を受けるに値する過失があること、3. 正義を確保するため等の正しい意図を有していること、である。（94字）

問2

18世紀には、戦争開始の理由いかににかかわらず、国は戦争を行う主権的権利を有するとみなされるようになった。そのため、不正な戦争を禁止する正戦論は国際法上のルールであるとはみなされなくなった。しかし、不戦条約、国際連盟規約の採択、また最終的には国際連合憲章により、現在では正戦であろうとなかろうと、いかなる戦争も行うことは認められない。（167字）

問3

ケロッグブリアン条約（不戦条約）第1条は、締約国が「戦争」を放棄することを宣言している。それに対して、国連憲章第2条4項は、戦争をだけでなく「武力の行使又は威嚇」を禁止している。したがって、第2条4項は、国際法の歴史において、国家間での武力行使の最も包括的な禁止を表している。（139字）

問4

自衛、国連憲章による集団措置が、国連憲章明示の例外として認められている。慣習国際法上の例外として、外国にいる自国民の保護また人道的介入が認められる可能性がある。（80字）

問5

（述べるべき要点）

一平和主義を有する唯一の憲法の定義

第9条1項+2項の戦力不保持（前項の目的を達成するため）

一日本国憲法の戦争・武力行使に関する規定と、不戦条約（戦争）、国連憲章（武力行使）との関係の説明

一国際法の内容であり国内法とは関係ない（二元論）、または一元論的なコメントなど→加点